



二本松市の指定文化財

②

国指定 『石井の七福神 と田植踊』

石井地区の鈴石東町・錦町・トロミに伝承されている民俗芸能で、もとは旧暦の小正月に集落の各家を巡って行われていましたが、今日では年重ねの祝いの席などに依頼されたりして踊られています。この芸能は、当地方田植踊の特徴である七福神が登場する次第の後、田植踊の一行が舞い込む形です。

七福神は、初めに先導役の稲荷が登場し、続いて毘沙門天・弁財天・布袋・福祿寿・寿老人・恵比寿・大黒天が次々と舞い込んで、祝福の寿ぎをします。さらに、ヒョットコ面の道化役二人がおどけたしぐさで注連縄と蚕のまぶしを編み、稲作・養蚕の豊饒を祈願します。

その後、七福神が退場し、田植踊一行が登場します。先導役の山大人(久六ともいいう)一人、早乙女四人、奴五人で、久六の指図によって「かながせ」など正月の祝い踊りが踊られた後、田うないから米搗きまでの稲作の各過程の模擬的所作を踊り、最後に秋の取り入れ祝いの「鶴どの亀どの」などを踊って終わります。当伝承は、わが国予祝芸能の分類として特長のある東北地方の田植踊の典型的なもので、芸能史的に貴重であり、また田植踊に先立って七福神の舞い込みが行われる点に地方的特色が顕著であるとの理

由から、平成七年に国重要無形民俗文化財に指定されています。

国指定 『木幡の大スギ』

海抜六六〇mの高く険しい山上にある隠津島神社は、延喜式内の古社で、隠津島弁天ともいわれ、藩主丹羽光重は東安達の総鎮守としました。その境内に立つ大杉で、根元周囲一六・二m、目通り幹囲九・三三m、樹高約二〇m、推定樹齢が八百年といわれ、杉の巨樹として希少であることから、昭和十六年(一九四一)国天然記念物として指定されました。

境内には他に老木があり、蒲生氏が植栽したといわれる目通り幹囲七m以上の巨木が数十本みられます。なお、木幡山全山は名勝および天然記念物として、昭和三十年に県指定を受けています。



国指定 『旧二本松藩 戒石銘碑』

二本松城跡旧藩庁門前の太鼓石と呼ばれた、長さ約八・五m、最大幅約五mの花崗岩露出面の縦約一m、横約一・八mの間に刻されています。「爾俸爾祿 民膏民脂 下民易虐 上天難欺 寛延己巳之年春三月」の四句一六字からなり、読み方は「なんじの(が)ほう なんじの(が)ろくは たみのこう たみのしな かみんはしいたげやすき じょうてんはあざむきがたし」で、意味は「お前(藩士)の俸給は、民があぶらして働いた賜物より得ている。お前は民に感謝し、いたわらねばならない。この気持ちをお忘れ、弱い民たちを虐げると、きつと天罰があるぞ。」と解釈されています。

五代藩主丹羽高寛が、藩儒学者の岩井田昨非の進言により、藩士の戒めとするため、寛延二年(一七四九)三月に刻ませたもので、その書体は極めて典雅さが感じられます。



戒石銘の起源は、中国にあります。五代時代後蜀の君主孟昶が乾徳三年(九六五)に作った二四句九六字の「戒諭辞」を、その後北宋時代の君主太宗が四句一六字を拔出し、戒石銘として州県の役人に示したのが始まりです。昭和十年(一九三五)教育資料として、また行政の規範として価値が高いため、国史跡として指定されました。